

砥部町自主防災資機材等の貸与に関する要綱

平成17年1月1日

砥部町告示第6号

(趣旨)

第1条 この告示は、自主防災組織の育成及びその円滑な防災活動を行うために必要な資機材等（以下「防災資機材等」という。）の貸与に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「自主防災組織」とは、地域住民が地縁に基づき自主的に結成した防災のための組織をいう。

(貸付対象)

第3条 防災資機材等の貸付けの対象となる自主防災組織は、防災資機材等を貸与することにより、地域防災力の向上に資すると町長が認める組織とする。ただし、既にこの告示による防災資機材等の貸付けを受けた組織には、再度の貸付けを行わないものとする。

(借受の申請)

第4条 防災資機材等を借受する自主防災組織は、防災資機材等借受申請書（様式第1号）に次に掲げる書面を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 組織の目的及び構成員、役員等に関する事項を記載した書面
- (2) 事業計画書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第5条 町長は、前条に規定する申請を受けた場合は、第3条に規定する貸付対象として適当かどうかを審査し、適当と認めるときは速やかに貸付けを決定し、防災資機材等貸付決定通知書（様式第2号）を、借受申請者に交付するものとする。

(貸付けの限度額)

第6条 貸し付ける防災資機材等の額は、1組織につき次の表の左欄に掲げる自主防災組織を構成する世帯数に応じ、同表右欄に掲げる額を限度額とする。

世帯数	限度額
100世帯未満	20万円
100世帯以上	30万円

(防災資機材等の選定)

第7条 町長は、自主防災組織からの申請に基づき、当該組織の活動の充実を図るために必要と認める防災資機材等を選定し、貸し付けるものとする。

(受領書の提出)

第8条 防災資機材等の貸付けを受けた自主防災組織は、速やかに防災資機材等受領書（様

式第3号)を町長に提出するものとする。

(返還命令)

第9条 町長は、自主防災組織が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支給した防災資機材等の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 支給を受けた防災資機材等を他に譲渡し、又は故意にき損したとき。

(2) 組織を解散し、又は相当期間にわたり活動を休止したとき。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の砥部町自主防災資機材等の貸与に関する要綱(平成16年砥部町告示第62号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成20年告示第16号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

防災資機材等借受申請書

年 月 日

砥部町長 様

住所
氏名 印

次のとおり資機材を借り受けたいので申請します。

	名称	規格・寸法	単位	数量
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				

様式第3号（第8条関係）

防災資機材等受領書

年 月 日

砥部町長 様

住所
氏名 印

年 月 日、次のとおり資機材等を受領しましたので、届出します。

	名称	規格・寸法	単位	数量
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				